

点数表に規定する回数を超えて
受けた診療（リハビリテーション）について

疾患別リハビリテーションの標準的算定日数（保険適用の期間）を超えた場合は、月13単位を限度として保険適用になりますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費『選定療養（保険外）』として自己負担となります。

料金は下記の通りです。

診 療 の 名 称	料 金
H001 脳血管疾患等リハビリテーション料	2,695 円 (本体2,450円+消費税245円)
H001-2 廃用症候群リハビリテーション料	1,980 円 (本体1,800円+消費税180円)
H002 運動器リハビリテーション料	2,035 円 (本体1,850円+消費税185円)
H003 呼吸器リハビリテーション料	1,925 円 (本体1,750円+消費税175円)